

○就学奨励援助児童生徒の認定に関する規則

昭和52年3月6日教育委員会規則第3号

改正

昭和56年11月13日教委規則第1号

平成12年12月4日教委規則第3号

平成20年1月30日教委規則第3号

平成27年12月24日教委規則第3号

就学奨励援助児童生徒の認定に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、水巻町立小中学校若しくは福岡県立中学校に在学又は入学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難な児童生徒（以下「就学奨励援助児童生徒」という。）のための補助の基準、手続きその他必要な事項を定め、もつて義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(補助の対象となる者)

第2条 就学奨励援助児童生徒として、補助を受けることのできる者は、水巻町に住所を有する児童生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）で（他市町村から教育の委託を受けた児童生徒を含む。）次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する保護者で同法第13条に規定する教育扶助を支給されていない者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮していると認められるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に補助の必要があると認められる者

(補助の申請及び認定)

第3条 保護者が教育費の補助を受けようとするときは、就学援助申請書（様式第1号）及び就学奨励援助児童生徒の世帯票（様式第2号）（以下「申請書等」という。）に、必要な書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は前項の申請書等を受付けたときは、当該児童生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）その他関係者の意見を徴し、前条の規定に該当するものであるかどうか適正に調査し認定するものとする。

3 校長は教育委員会から就学奨励援助児童生徒の世帯票が回付されたときは必要な意見を記入して教育委員会に提出するものとする。
（認定の基準）

第4条 前条第2項の規定による認定の基準は、生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣の定める生活保護の基準を基礎とし、当該年度の予算を勘案して教育長が定める。

（認定結果の通知）

第5条 教育委員会は、前3条により認定した結果を校長及び保護者に通知するものとする。

（補助の範囲）

第6条 第1条に規定する水巻町立小中学校に在学又は入学する児童生徒の補助は、下記に掲げる事項の範囲内において行うものとする。

- （1）義務教育に伴う必要な学用品費及び通学用品費
- （2）学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）に規定する疾病の治癒に要する医療費
- （3）学校給食費
- （4）校外活動費（宿泊を伴うもの）
- （5）修学旅行費

2 第1条に規定する福岡県立中学校に在学又は入学する生徒の補助は、下記に掲げる範囲内において行うものとする。

- （1）義務教育に伴う必要な学用品費及び通学用品費

(2) 修学旅行費

(3) 通学費

3 前2項の補助額は、予算に定める額又は国の補助基準を勘案し、教育長の定める額とする。

(補助の停止)

第7条 校長は、第2条の規定に該当するものとして、認定されたものが、その資格を失ったと認められるときは速やかに教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書が提出されたときは、所要の調査を行い認定を取り消し又は継続を決定する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年11月13日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月4日教委規則第3号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成20年1月30日教委規則第3号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の就学奨励援助費児童生徒の認定に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改

正後の規則第2条の規定は、同年12月26日から適用する。

附 則（平成27年12月24日教委規則第3号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）